

ニューバーガー・バーマン 燃料炭への関与ポリシー

2020年10月4日更新

1. はじめに

ニューバーガー・バーマンは、1939年に創業し、従業員が自社株式を100%保有するプライベート経営の独立系運用会社です。世界36都市に拠点を構え、株式、債券、マルチアセット、プライベート・エクイティ、不動産等の多岐にわたる運用戦略を、世界中の機関投資家や個人投資家、アドバイザー等に提供しています。

2. 適用範囲

ニューバーガー・バーマンは、合同運用する米国の登録投資信託、クローズドエンド型投資信託、全UCITSを対象に、収益の25%以上を燃料炭の採掘から得ている企業、あるいは石炭火力発電所を新規で建設する企業が発行する証券への新規直接投資を禁止しています。

3. 除外項目の定義

燃料炭採掘。 燃料炭採掘の定義は以下の通りです。

- 発行体が、褐炭、瀝青炭、無煙炭および一般炭を含む燃料炭の採掘、外部への販売ならびに採掘受託サービスに係る収益割合
- これには、冶金用石炭に係る収益、採掘された一般炭の企業内取引、石炭取引に係る収益、および関係者以外へのロイヤリティ収入は含まれていません。
- 基準値の25%は、少なくとも年に一度、ESG委員会により評価され、さらなる削減が求められます。

当社は、プルーデントなポートフォリオは、燃焼の副産物として世界的に温室効果ガス排出の大きな要因となっている一般炭鉱業へのエクスポージャーを中和させると考えています。

石炭火力発電。 石炭火力発電の新規拡大の定義は、以下の通りです。

- 発電事業者と定義される企業による、建設、開発、認可あるいは計画段階における新規かつ大規模な石炭火力発電容量の追加(発電による収益が10%以上の場合)
- 当社は、高い評価を得ている第三者機関を活用し、当社の社内投資調査チームと連携を取りながら、石炭火力関連事業を拡大している企業群のリストを管理しています。
- 既存の石炭火力発電所への汚染防止設備投資、操業・維持管理費への投資は禁止対象外です。
- このリストは少なくとも半年ごとに更新され、企業が抱えるプロジェクトの電力購入契約が2020年9月30日以前に締結されている場合、投資チームは、事実を立証することによる異議申し立て、あるいはリストからの削除が可能です。

当社は、プルーデントなポートフォリオは、世界規模での温室効果ガス排出量増加の大きな要因である石炭火力発電を拡大する企業へのエクスポージャーを中和させると考えています。私たちは、これらの資産の建設に対する経済的側面を満たす理由はごく僅かであり、企業は新規設備計画において他の燃料源に移行すべきであると考えています。さらに、資金調達上の課題や金融機関からの投融資撤退、規制当局からの厳しい監視などもリスク要因となります。

本ポリシーにおいて禁止されているコーポレートアクション、もしくは同様の事象に基づく有価証券の受領は、受託者の義務に従い、合理的に迅速かつ慎重な方法で売却されるものとします。

4. 実施

本ポリシーは、当社のESG(環境、社会、ガバナンス)委員会による見直しの対象となります。当社は、特に明記されていない限り、このような問題のある事業を営む企業を特定するために、高い評価を得ている第三者機関を利用しています。ポートフォリオ・マネージャーが第三者機関による評価に同意しない場合、除外項目についてESG委員会に不服申立をすることが可能です。

本ポリシーでは、事業会社のロング・ポジションのみ(ETFを含む合同投資ビークルへの投資には適用されません)が考慮されます。当社のファンドは、除外リストにある企業のショート・ポジションを取ることが可能です。本ポリシーは、第三者のサブアドバイザーが運用するファンド、またはファンドの一部には適用されません。

本ポリシーの実施は、当社の資産運用ガイドライン監督チームが、法務およびコンプライアンスと共同管理しています。このプロセスを通じて特定され、検証された企業への投資は、ニューバーガー・バーマンのトレード・コンプライアンス・システムを通じて制限されています。

当社の除外項目リストは、お客様のご要望に応じて提供させていただきます。また、お客様の価値観や目的に応じてカスタマイズされた追加の除外項目を、個別に管理することも可能です。専門家の調査を活用して、お客様の価値観を反映した投資ユニバースを決定し、特定の問題に重要なエクスポージャーを持つ企業や、具体的な国際基準に抵触する企業を除外することが可能です。

当資料はニューバーガー・バーマン・グループLLCが作成した英文の日本語による参考訳です。原文と本抄訳の間の差異に関しては、原文が優先します。

当資料はニューバーガー・バーマン株式会社が情報提供を目的として作成したものであり、本資料の如何なる内容も、投資、法務、会計又は税務に関するアドバイスを目的としておらず、また個別の有価証券等の勧誘等を目的とするものでもありません。当資料は、作成時点において信頼できるとされる情報に基づき作成されていますが、かかる情報(第三者からの情報を含む)のいずれについてもその公正性、正確性、信頼性、完全性および妥当性について、明示または黙示を問わず表明または保証するものではありません。当資料に含まれる意見や見通しについては作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。当資料中の見通しや意見については、必ずしもニューバーガー・バーマンとしての統一見解ではない場合があることにご注意ください。当資料に記載する商品または運用戦略が、すべての投資家に適合するものではありません。また将来の市場環境の変動等により、運用方針が変更される場合があります。過去の実績は将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。個別銘柄または企業等はあくまで説明のための例示であり、特定銘柄の売買等の推奨、または価格等の上昇や下落を示唆するものではありません。金融商品取引契約に基づきお客さまが投資する、株式、公社債、組合持分、その他のオルタナティブ資産等(ファンドを通じて投資する場合を含みます)は、国内外の経済・政治情勢、金利、発行体の業績や財務状況等の影響を受けて価格が変動する(外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)ため、投資元本を割り込む可能性があります。またデリバティブ取引やレバレッジを用いた取引では取引の額が保証金等の額を上回る場合があり、当該取引により生じた損失の額が証拠金の額を上回る可能性があります。当該取引の額の保証金等の額に対する比率は、取引毎の具体的な条件に応じて決定されるため、予め算出することはできません。投資一任契約に係る業務については、1.4%(年率、税抜き)を上限として投資一任契約に基づく報酬を徴収します。この投資運用報酬とは別に、かかる戦略を投資信託等の組入れにより実施する場合には、別途当該投資信託等の中の運用報酬等の諸費用が徴収されます。具体的な水準は、運用戦略、運用資産額、投資スキーム等に基づく商品の内容及び成功報酬率の徴収の有無等により商品毎または契約毎に異なり、またその他の諸条件も踏まえ個別案件毎に異なりますので、詳細を表示することはできません。その他成功報酬がこれとは別に徴収されるものもあります。さらにその他の費用として、商品の種類、スキーム等により各種費用(経費、運営費用、ファイナンス・コスト、組成費用、取引手数料等)が発生しますが、これら諸費用は運用状況および資産規模等により変動しますので、その総額や上限等についてあらかじめ記載することができません。手数料等およびリスクについては、こちら(<https://www.nb.com/ja/jp/risk?audience=JP-Institutions>)もご確認ください。

ニューバーガー・バーマン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2094号

加入協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会